

## 広島県警察本部告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の14第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月9日

広島県警察本部長 森 本 敦 司

名 称	住所又は事務所 の所在地	指定を した日	委託した公金事 務に係る歳入等 の内容	委託をした日 (委託期間)
ワークステー ション有限公司	広島市西区 横川町二丁目 9番1号	令和8年 3月19日	パーキング・チ ケット発給に係 る手数料	令和8年3月19日 (令和8年4月1日～ 令和10年3月31日)